

令和 4年 4月 27日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

(株)オープンループパートナーズ
東京都新宿区新宿4丁目3番17号

2. 指名停止措置期間

令和4年4月27日から令和4年7月26日まで(3ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

(株)オープンループパートナーズは、東北森林管理局が発注(令和4年3月17日)した「歳入・歳出の情報処理業務」の一般競争入札において、落札者となったが、技術者の確保が困難なこと等を理由に業務を履行できないとし、令和4年3月22日に契約を辞退した。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び契約等指名停止措置要領」別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)第13号に該当し、契約の相手方として不適當であると認められるため。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び契約等指名停止措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070